

建設産業担い手確保・育成産学官連携会議 開催要綱

(目的)

第1条 県内建設産業の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって、「地域の守り手」である建設産業の健全な発展を目指すため、建設産業担い手確保・育成産学官連携会議（以下「連携会議」という。）を開催する。この要綱は、連携会議の運営について必要な事項を定めるものである。

(構成機関)

第2条 連携会議は、前条の目的に賛同する機関・団体等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

なお、構成機関は別紙のとおりとするが、必要に応じて構成機関が推薦する機関・団体等を加えることとする。

(所掌)

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 担い手確保・育成に関する取り組みの情報の共有化を図ること
- (2) 担い手確保・育成に関する取り組みの実施に関すること
- (3) 担い手確保・育成に関する取り組みの実施状況及びその報告に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

(事務局)

第4条 山梨県国土整備部建設業対策室及び技術管理課に事務局を置き、連携会議の庶務を行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関する事項その他必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

<構成機関>

産業	(一社) 山梨県建設業協会
	(一社) 山梨県建設コンサルタンツ協会
	(一社) 山梨県測量設計業協会
	(一社) 山梨県造園建設業協会
教育	国立大学法人 山梨大学
	山梨県公立小中学校長会
	山梨県教育委員会高校教育課
	山梨県立北杜高等学校
	山梨県立甲府工業高等学校
	山梨県立農林高等学校
	山梨県立青洲高等学校
	山梨県立笛吹高等学校
	山梨県立都留興譲館高等学校
行政	山梨労働局職業安定部職業対策課
	山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課
	山梨県国土整備部
	山梨県国土整備部建設業対策室（事務局）
	山梨県国土整備部技術管理課（事務局）